

半島振興法の概要

- 半島振興法については、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上、定住の促進及び半島防災の推進を図ることなどを目的に、昭和60年以来、議員立法として4度にわたり改正・延長されてきた。
令和7年4月には、法期限を令和17年3月末までとする改正法が施行された。
- 半島振興施策の推進に当たっては、国が指定する半島振興対策実施地域に係る「**半島振興計画**」を県が策定し、当該計画に基づき、一般の施策を講じることとなっている。
- 半島振興対策実施地域については、2つ以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有するなどの要件を満たす地域が指定。本県では、薩摩半島地域(7市)、大隅半島地域(5市5町)が指定を受けている。

令和7年改正の主な内容

- 法目的に「半島防災」、「地方創生」が追加
- 国による半島振興基本方針策定に係る規定の新設
- 半島に対する配慮規定の充実
 - ・ 再生可能エネルギーの利用の推進
 - ・ 移住・定住等の促進, 人材育成 など
- 法期限の10年間延長

本県の半島振興対策実施地域の状況

<薩摩半島> 7市 ※昭和61年指定	鹿児島市(旧喜入町, 旧郡山町, 旧松元町) 枕崎市 指宿市 日置市 いちき串木野市 南さつま市 南九州市
<大隅半島> 5市5町 ※昭和61年指定 昭和63年に東桜島地区が追加指定	鹿児島市(旧桜島町, 東桜島地区) 鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 大崎町 東串良町 錦江町 南大隅町 肝付町 ※このほか、宮崎県日南市(旧南郷町), 串間市を含む

「半島振興計画」の概要

- 「半島振興計画」については、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興を図るため策定するものである。令和7年4月に半島振興法が10年間延長されたことから、その内容や関係市町の意見等も踏まえた新たな「半島振興計画」を策定する必要がある。

県が策定する半島振興計画

薩摩地域半島振興計画
大隅地域半島振興計画

計画の対象期間

令和7年度～令和16年度

計画の策定経緯

R 7.12月

R 8.1月

2月

3月

パブリック・コメント

計画案の調整

関係市町と協議

国による計画内容の確認

計画決定

新たな「半島振興計画」策定のポイント

- 半島振興法に基づき、国が策定した「半島振興基本方針」に定める基本的事項を踏まえて策定
- 計画の達成状況を定量的に評価する観点から、人口を目標として設定するとともに、その達成状況の評価に関する事項を新設
- 令和6年能登半島地震等の状況や、国土強靱化基本計画との調和等を踏まえ、半島地域における防災対策の充実について盛り込むとともに、半島防災・国土強靱化に資する施策について、KPIを設定

計画の構成及び主な内容

第1 基本的な方針

1 地域の概況 2 現状及び課題 3 振興の基本的方向

- 人口に関する目標(R17時点) 17.7万人
(R2国勢調査 20.0万人)
※ 鹿児島市(旧喜入町, 旧松元町, 旧郡山町)は除く

第2 振興計画

1 交通通信の確保

- (1) 交通通信の確保の方針
 - (2) 交通施設の整備
 - (3) 地域における公共交通の確保
 - (4) 情報通信関連施設等の整備
- 構想路線である薩摩半島横断道路等の課題解決に向けた調査・検討の促進
 - 国道226号等の国・県道や、鹿児島市福山仁田尾線など防災機能強化のための道路の整備
 - バス交通の確保、在来線鉄道の維持・存続 など

2 産業の振興及び観光の開発

- (1) 産業の振興及び観光の開発の方針
 - (2) 農林水産業の振興
 - (3) 商工業の振興
 - (4) 観光の振興
- かぼちゃやそらまめ等のブランド品目の産地強化
 - 枕崎漁港や山川漁港等の機能充実
 - 鹿児島ブランド支援センター等を活用した鯉節や焼酎、川辺仏壇、薩摩焼など地場産業の振興
 - 吹上浜砂丘や聞聞岳等の豊かな観光資源を活かした周遊型観光の推進 など

3 就業の促進

- (1) 就業の促進の方針
- (2) 就業促進対策

4 水資源の開発及び利用

- (1) 水資源の開発及び利用の方針
- (2) 水資源確保対策
- (3) 水資源の利用

5 生活環境の整備

- (1) 生活環境の整備の方針
- (2) 汚水処理施設、廃棄物処理施設等の整備
- (3) 公園等の整備の推進

- (4) 住宅関連対策
- (5) 生活サービスの持続的な提供

- 枕崎市, 指宿市, 日置市, いちき串木野市, 南さつま市, 南九州市における公共下水道の整備の推進
- 吹上浜海浜公園の利用促進
- 買物弱者支援等の生活サービス機能の確保 など

6 医療の確保

拡充

- (1) 医療の確保の方針
 - (2) 医療の確保を図るための方策
 - (3) 感染症発生時における住民生活の安定を図るための方策
- へき地医療や救急医療の充実
 - 公衆衛生体制の確保や感染症のまん延防止対策 など

7 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保

新設

- (1) 介護サービス及び障害福祉サービスの確保の方針
 - (2) 介護サービスの確保を図るための方策
 - (3) 障害者福祉サービス等の確保を図るための方策
- 介護サービス基盤の充実, 農福連携による就労支援 など

8 高齢者の福祉その他福祉の増進

- (1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針
 - (2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策
 - (3) 児童福祉・障害福祉その他の福祉の増進を図るための対策
 - (4) 安心して子どもを生み育てるための方策
- 地域包括ケアシステムの深化・推進, 認知症施策の推進
 - 結婚や子育ての相談体制の充実 など

9 教育及び文化の振興

- (1) 教育及び文化の振興の方針
 - (2) 教育・文化施設等の整備
 - (3) 地域文化の振興
- 南九州市知覧重要伝統的建造物群保存地区など文化財の保存活用
 - 日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」等を活用した地域の活性化 など

10 自然環境・地域環境の保全等

- (1) 自然環境・地域環境の保全等の方針
 - (2) 自然環境の保全
 - (3) 地域環境の保全と管理
- 坊野間県立自然公園等の適正な保護・管理
 - 鹿児島市(喜入区域)のメヒルギ等の野生生物の保護
 - 池田湖水質環境管理計画等に基づく環境保全対策 など

11 再生可能エネルギーの導入促進

新設

- (1) 再生可能エネルギーの導入促進の方針
 - (2) 再生可能エネルギーの導入促進を図るための方策
- 再生可能エネルギーの地産地消の促進
 - 水素・燃料電池関連製品等の普及促進 など

12 地域間交流の促進

- (1) 地域間交流の促進の方針
 - (2) 地域間交流の促進のための方策
- 九州新幹線鹿児島ルートを軸とした交通体系の整備
 - 吹上浜砂の祭典等の特色あるイベントの情報発信 など

13 移住・定住及び二地域居住の促進, 人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保

新設

- (1) 移住・定住及び二地域居住の促進, 人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保の方針
 - (2) 移住・定住及び二地域居住の促進を図るための方策
 - (3) 人材の確保・育成を図るための方策
 - (4) 関係者間における緊密な連携及び協力を促進するための方策
- 移住交流サイトを通じた効果的な情報発信や, 移住・定住, 二地域居住に関する相談対応の充実
 - 地域おこし協力隊制度や特定地域づくり事業協同組合制度の活用推進 など

14 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

拡充

- (1) 災害防除の方針
 - (2) 災害防除のための国土保全施設等の整備
 - (3) 防災体制の強化
- 半島地域における災害対策の充実
 - 万之瀬川や神之川等の河川改修の推進
 - 孤立化集落対策
 - 半島防災・国土強靱化に係るKPIの設定 など

第3 計画の推進

新設

- 1 計画の達成状況の評価に関する事項
- 2 関係市町等との連携

- 計画の達成状況の評価
- 関係市町相互間の広域連携の支援 など

計画の構成及び主な内容

第1 基本的な方針

1 地域の概況 2 現状及び課題 3 振興の基本的方向

- 人口に関する目標(R17時点) 21.2万人 ※ 鹿児島市(旧桜島町、東桜島地区)及び日南市(旧南郷町)は除く
(R2国勢調査 24.1万人)

第2 振興計画

1 交通通信の確保

- (1) 交通通信の確保の方針 (3) 地域における公共交通の確保
 - (2) 交通施設の整備 (4) 情報通信関連施設等の整備
- 東九州自動車道や大隅縦貫道等の調査・整備の促進
 - 国道269号や国道448号等の国・県道の整備
 - 構想路線である錦江湾横断道路等の課題解決に向けた調査・検討の促進
 - 国際物流拠点港湾志布志港の整備
 - バス交通の確保, 在来線鉄道の維持・存続 など

2 産業の振興及び観光の開発

- (1) 産業の振興及び観光の開発 (4) 観光の振興
 - (2) 農林水産業の振興 (5) その他の施策
 - (3) 商工業の振興
- ピーマンやマンゴー等のブランド品目の産地強化
 - 牛根麓漁港や内之浦漁港等の機能強化
 - 大隅加工技術研究センターの機能を活用した農産物等の加工技術の研究開発や販路拡大の推進
 - 内之浦宇宙空間観測所の立地を生かした宇宙関連産業の誘致やロケット打上げ関連施設の整備促進
 - ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅や鹿屋体育大学等を活かしたスポーツ合宿の誘致 など

3 就業の促進

- (1) 就業の促進の方針 (2) 就業促進対策

4 水資源の開発及び利用

- (1) 水資源の開発及び利用の方針
- (2) 水資源確保対策 (3) 水資源の利用

5 生活環境の整備

- (1) 生活環境の整備の方針
 - (2) 汚水処理施設, 廃棄物処理施設等の整備
 - (3) 公園等の整備の推進
 - (4) 住宅関連対策 (5) 生活サービスの持続的な提供
- 鹿屋市, 曾於市, 大崎町における公共下水道の整備推進
 - 大隅広域公園の利用促進
 - 買物弱者支援等の生活サービス機能の確保 など

6 医療の確保 **拡充**

- (1) 医療の確保の方針
 - (2) 医療の確保を図るための方策
 - (3) 感染症発生時における住民生活の安定を図るための方策
- へき地医療や救急医療の充実
 - 公衆衛生体制の確保や感染症のまん延防止対策 など

7 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保 **新設**

- (1) 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保の方針
 - (2) 介護サービスの確保を図るための方策
 - (3) 障害者福祉サービス等の確保を図るための方策
- 介護サービス基盤の充実, 農福連携による就労支援 など

8 高齢者の福祉その他福祉の増進

- (1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針
 - (2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策
 - (3) 児童福祉・障害福祉その他の福祉の増進を図るための対策
 - (4) 安心して子どもを産み育てるための方策
- 地域包括ケアシステムの深化・推進, 認知症施策の推進
 - 結婚や子育ての相談体制の充実 など

9 教育及び文化の振興

- (1) 教育及び文化の振興の方針
 - (2) 教育・文化施設等の整備 (3) 地域文化の振興
- 鹿屋体育大学の教育研究機能の充実
 - 国指定史跡志布志城跡や二階堂家住宅等の文化財の保存や活用による地域の活性化 など

10 自然環境・地域環境の保全等

- (1) 自然環境・地域環境の保全等の方針
 - (2) 自然環境の保全 (3) 地域環境の保全と管理
- 高隈山県立自然公園等の適正な保護・管理
 - 佐多岬のソテツやサンゴ等の野生生物の保護 など

11 再生可能エネルギーの導入促進 **新設**

- (1) 再生可能エネルギーの導入促進の方針
 - (2) 再生可能エネルギーの導入促進を図るための方策
- 再生可能エネルギーの地産地消の促進 など

12 地域間交流の促進

- (1) 地域間交流の促進の方針

(2) 地域間交流の促進のための方策

- 曾於郡東部地区と串間市等との県際交流圏の形成支援
- 弥五郎どん祭りやかのやばら祭り等の特色あるイベントの情報発信 など

13 移住・定住及び二地域居住の促進, 人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保 **新設**

- (1) 移住・定住及び二地域居住の促進, 人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保の方針
 - (2) 移住・定住及び二地域居住の促進を図るための方策
 - (3) 人材の確保・育成を図るための方策
 - (4) 関係者間における緊密な連携及び協力を促進するための方策
- 移住交流サイトを活用した効果的な情報発信や, 移住・定住, 二地域居住に関する相談対応の充実
 - 楠串中高一貫教育校における多様な人材の育成
 - 地域おこし協力隊制度や特定地域づくり事業協同組合制度の活用推進 など

14 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化 **拡充**

- (1) 災害防除の方針
 - (2) 災害防除のための国土保全施設等の整備
 - (3) 防災体制の強化
- 半島地域における災害対策の充実
 - 肝属川や雄川等の河川改修の推進
 - 孤立化集落対策
 - 半島防災・国土強靱化に係るKPIの設定 など

15 桜島火山との共存

- (1) 桜島火山との共存の方針
 - (2) “火山を知る”ための施策の推進
 - (3) “火山とともに生きる”ための施策の推進
 - (4) “火山を活かす”ための施策の推進
- 京都大学火山防災研究センター等と連携した調査・観測
 - 野尻川や黒神川等における砂防事業の推進
 - 桜島・海瀉の温泉を活用した地域の活性化 など

第3 計画の推進 **新設**

- 1 計画の達成状況の評価に関する事項
 - 2 関係市町等との連携
- 計画の達成状況の評価
 - 関係市町相互間の広域連携の支援 など